



福岡県暴力団排除条例が制定されました

～平成22年4月1日施行～

この条例は、福岡県から暴力団を排除するため

- 県、県民及び事業者の果たすべき役割
- 暴力団の排除に関する基本的施策
- 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等について定めています。

暴力追放!



1【暴力団の排除に関する基本的施策】

①暴力団員もしくは暴力団（員）と密接な関係を有する者に公共工事の入札に参加させない等、県の公共事務・事業から排除すること



②暴排活動等により、暴力団から危害を加えられるおそれがある者に対して、警察が保護のために必要な措置を行うこと



③裁判に要する費用の貸し付けや情報の提供など、暴力団を排除するための民事訴訟に対する支援を行うこと



2【青少年の健全な育成を図るための措置】

④暴力団を排除する重要性について理解を深めるため、県が、集会を開催するなど広報及び啓発を行うこと



①青少年のために暴力団事務所のない環境を整えるため、学校等周辺区域において、暴力団事務所の開設・運営を禁止すること



②青少年が暴力団の被害に遭ったり組員にならないための教育が、中学・高校等で行われるよう、県が指導・支援すること



3【事業活動における禁止行為】

①暴力団の威力を利用する目的で暴力団員と商取引をすること
(事例1)



悪質な行為には「罰則」

②暴力団の威力を利用する目的で暴力団員と商取引をすること
(事例2)



悪質な行為には「罰則」

③暴力団に協力する目的で暴力団員に利益の供与をすること



悪質な行為には「勧告・公表」

④暴力団の活動に資するものであることを知りながら暴力団員と取引をすること



⑤暴力団員等に対し、不当に優先的な取扱いをすること

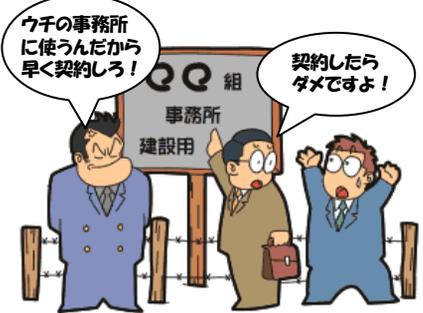


①不動産が暴力団事務所に使用されないよう契約の相手方に利用目的を確認するよう努めること



4【不動産の譲渡等に関する遵守事項】

②不動産が暴力団事務所に使用されることを知って、不動産の譲渡等をしてはならないこと



悪質な行為には「勧告・公表」

③暴力団事務所に使用された場合、催告なしで契約を解除できる旨を契約内容に含めるよう努めること



④暴力団事務所として使用されていることが判明したとき、契約解除・買戻しをするよう努めること



みんなの力で
暴力追放
福岡県警察